

愛西市公契約に関する指針

平成29年3月

1. 目的

この指針は、市が行う契約の基本的なあり方を明確化することにより、契約の適正な履行の確保を図りつつ、同時にその契約の履行に係る作業に従事する労働者等の労働環境の整備を推進し、市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とします。

2. 基本指針

(1) 公平で公正な入札・契約制度の確立

市は、限られた財源を効果的に活用するため関係法令を遵守し、その基準を公表することで、客観性及び透明性を確保し、より公平で公正な入札・契約制度の確立を進めます。

(2) 品質と適正な履行が確保される入札・契約制度の確立

市は、公契約の適正な価格及び適正な履行体制の確保により、契約で定められた品質が確保されるよう、入札・契約制度の確立を進めます。

(3) 労働者の適切な労働環境の確立

市は、公契約の相手方である事業者に対して労働関係法令の遵守を促し、安心して働くことのできる労働環境の確立を進めます。

(4) 地域経済の活性化に資する入札・契約制度の確立

市は、地元企業の受注機会の拡大を図るため、競争性を確保しながら地元企業優先発注に努めることで、地域経済の活性化に寄与する入札・契約制度の確立を進めます。

3. 個別目標

(1) 公平で公正な入札・契約制度の確立

① 一般競争入札の更なる推進

一般競争入札の実施を推進することで、入札・契約に関する透明性及び競争性をより一層確保します。

② 積算期間の十分な確保

入札時の積算期間を建設業法及び同施行令に定められている期間より長く確保します。また、工事以外の発注に関しても同様に積算期間を適正に確保します。

③ 入札・契約の透明性の確保

入札・契約に係る例規等を市ホームページや窓口で公表することで、事業者や市民が内容を確認することができ、入札及び契約の客観性及び透明性を確保します。

④ 談合等の不正行為の排除

競争入札を実施するにあたり、入札参加事業者から社会的疑惑（談合等）を生ずるような行為はしない旨の誓約書の提出を求めます。また、不正行為が確認された場合には、愛西市発注業務指名停止等取扱要領に基づき厳正に処分します。

(2) 品質と適正な履行が確保される入札・契約制度の確立

① 予定価格の適正な決定

公共工事において、国・県が公表する設計労務単価を適用し適正な予定価格を算定します。また、人件費要素の高い業務委託契約は労働者に支払われる賃金が適正な額になるよう配慮して算定します。

② 過剰な低価格競争の抑制の推進

ダンピング防止及び履行の品質確保のため、入札価格の根拠となる内訳書提出の徹底、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を活用し、適正な履行を確保します。

- ③ 価格以外の要素も総合的に評価する発注方法の活用推進
価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式及びプロポーザル方式の活用を推進します。
- ④ 工事における成績評定の活用
工事の完了検査時に評価している成績評定を総合評価方式の評価項目として評価し、価格面だけではなく技術力等も併せて評価します。
- ⑤ 元請と下請けにおける関係の適正化
工事等における元請と下請けの契約内容及び施工体制台帳等を確認し、下請け業者へのしわ寄せを防ぐことで適正な履行を確保します。

(3) 労働者の適切な労働環境の確立

- ① 適正な労働条件の確保
人件費要素の高い業務委託契約は、労働関係法令の遵守状況及び賃金単価を報告させ、適正な労働環境の整備を徹底します。
- ② 社会保険への加入状況の確認
公共工事の元請業者だけではなく、下請け業者も含め施工体制台帳等で従業員が社会保険等への加入状況を確認します。

(4) 地域経済の活性化に資する入札・契約制度の確立

- ① 市内業者の受注機会の確保
地域経済の活性化及び地元業者の育成を図るため、競争性や合理性を確保しつつ、地元業者に受注機会を優先的に与えます。

この指針は、愛西市のすべての公契約に適用するが、(3)の①②については対象案件を次のとおりとする。

(3)①対象案件

- ・ 予定価格 1 億円を超える工事請負契約
- ・ 予定価格 1 0 0 0 万円を超える
清掃等人件費要素の高い委託契約（指定管理者との協定含む。）

(3)②対象案件

- ・ 工事のうち入札案件